諮問番号：平成２９年度諮問第３６号

答申番号：平成２９年度答申第４４号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○○○○○○○○○○所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成○○年○○月○○日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく生活保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求書、反論書、大阪府行政不服審査会に提出された主張書面及び平成２９年１月３０日に実施した口頭意見陳述における審査請求人の主張の要旨

（１）○○○○○○○○○○○○○○、部屋で体操をしていた際、誤って眼鏡のフレームを壊してしまった。ケースワーカーに相談したところ、過失による破損は修理費用が出せないというので、自費で修理したが、○○円以上の出費で１週間ほど水道水だけの生活だった。

（２）視力は○○○○○○○○○○、自転車で仕事を探しに出かけているので、どうしても眼鏡は必要であった。

（３）眼鏡はレンズとフレームでできており、どちらが壊れても眼鏡としては使えない。しかし、レンズは度数が合わなくなれば耐用年数に至らなくても再支給されるのに、フレームの破損は修理費用が出せないというのは納得できない。

２　審査庁

　　本件審査請求は棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

　　本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件についてみると、審査請求人は、ベッドに置いた眼鏡を踏んでしまい、フレームが破損し修理が必要となったため、処分庁に対して、眼鏡の修理費用の支給を求めて保護費支給申請を行ったが、処分庁は、使用中の眼鏡は耐用年数期間を超えておらず、過失による破損であり、給付するにやむを得ない理由が認められないため支給要件に該当しないとして、本件処分を行ったことが認められる。

（２）審査請求人は、眼鏡は就労活動をするために必要であるにも関わらず、耐用年数を超えていないだけの理由で却下され、また、ケースワーカーの判断でその場で答えを出されたが、色々なケースがあるので会議等にかけて答えを出すべきであり、フレームの交換で○○円以上出費がかさみ１週間ほど水道水だけで食事もできなかった旨主張する。

審査請求人が健康維持のためラジオ体操を行うことは評価されるべきであり、その体操中、自身がふらついたことで眼鏡を破損してしまい、修理費用の支給を求める審査請求人の心情は十分理解できるものである。

しかしながら、一般的に扶助費の再支給については、当然に再支給する義務を負うものではなく、社会通念上一般に要求される程度の注意を払うことが必要とされる中、ラジオ体操の際、ベッドという通常横たわる寝具の上に眼鏡を置き破損してしまったことは偶然の事故とはいえ、社会通念上一般に要求される程度の注意を払ったとまではいいがたく、したがって、処分庁の判断に違法又は不当な点があったとまでは言いがたい。

また、処分庁はケース診断会議にて本件処分を判断しており、ケースワーカーの判断だけで答えを出したものではないことは明らかである。

したがって、本件処分に違法又は不当な点があったとまでは認められない。

なお、審査請求人は、ケースワーカーに仕事につくことをすすめられており眼鏡が必要である旨主張するが、審査請求人の処遇方針は平成○○年○月○日から当面の間は療養指導を行うと変更されており、処分庁においては、審査請求人に対し十分な説明を行い審査請求人の自立助長に資する援助を行う必要がある旨、また、眼鏡については、日常生活に著しい支障がある場合も給付対象とされていることから、処分庁においては耐用年数のみに縛られず、審査請求人から見えづらさ等の相談があった場合は、給付要否意見書等を取得した上で再支給の可否を行う必要がある旨付言する。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４ 調査審議の経過**

　平成２９年１２月１５日　　諮問の受付

　平成２９年１２月１９日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：平成３０年１月１０日

口頭意見陳述申立期限：平成３０年１月１０日

　平成３０年１月９日　　　　審査請求人から主張書面及び口頭意見陳述申立書を受領

平成３０年１月１２日　　　第１回審議

　平成３０年１月３０日　　　口頭意見陳述の実施及び第２回審議

　平成３０年２月２日　　　　本審査会から処分庁に質問書を送付

　平成３０年２月１５日　　　処分庁の回答書を受領（同年２月１３日付け）

　平成３０年２月２０日　　　第３回審議

　平成３０年３月１３日　　　第４回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第１５条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」とし、その第２号において、「薬剤又は治療材料」を掲げて、治療材料が医療扶助の対象となることを定めている。また、医療扶助の実施運営については、事務処理基準として、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和３６年９月３０日社発第７２７号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）が定められている。

（２）運営要領第３医療扶助実施方式の６において、「治療材料の給付（略）につき申請があった場合には、必要事項を記載した給付要否意見書（治療材料）を要保護者に交付し、すみやかに指定医療機関及び取扱業者において所要事項の記入を受け、福祉事務所長（略）に提出するよう指導すること。」とされ、同（１）において、「要保護者の申請に基づき、その希望を参考に取扱業者を福祉事務所において選定し、給付要否意見書（治療材料）を発行するものとするが、その際、次の点につき要保護者を指導すること。」とし、「イ　福祉事務所が選定した取扱業者に所要経費概算見積の記入を受けること。その際、（中略）要保護者がすでに保有する治療材料を修理することで足りる場合は、治療材料の貸与又は修理に要する費用について、併せて見積を徴すること。」と定めている。

（３）運営要領第３医療扶助実施方式の６の（２）において、「治療材料の給付を決定したときは、福祉事務所長は治療材料券を要保護者に給付すること。（後略）」と定めている。

（４）運営要領第３医療扶助実施方式の６の（３）において、治療材料給付方針については、アの（ア）で眼鏡について、「必要最小限度の機能を有するものを、原則として現物給付によって行うものとすること。」と定めており、（イ）では、「ｂ（略）眼鏡（略）については、治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限ること。」と定めている。また、治療材料費については、イの（ア）で眼鏡の費用について、「原則として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５２８号。以下「算定基準」という。）の別表に定める額の１００分の１０４．８に相当する額（中略）を限度とすること。」としている。

（５）運営要領第３医療扶助実施方式の６の（４）において、「治療材料の給付を行った取扱業者が、当該治療材料の費用を請求する場合は、交付された治療材料費請求明細書に所要事項を記載し、請求書を添付して当該治療材料券を発行した福祉事務所長に提出させるものとすること。」と定めている。

（６）「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和４８年５月１日社保第８７号厚生省社会局保護課長通知）問１７治療材料の範囲の答において、治療材料に関し、「眼鏡については、『治療等の一環としてそれを必要とする真にやむを得ない事由が認められるときに限ること』とされているが、日常生活に著しい支障がある場合も含まれると解されている。」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）及び本審査会が行った文書照会に対する処分庁の回答書（平成３０年２月１３日付け）（以下これらを「本件記録」という。）から、以下の事実が認められる。

（１）平成○○年○月○○日、処分庁は、審査請求人の法に基づく保護を開始した。

（２）平成○○年○月○○日、処分庁は、審査請求人の眼鏡について治療材料費の扶助を決定した。

（３）平成○○年○月○○日頃、審査請求人は、眼鏡のフレームを破損し、修理について福祉事務所に相談した。

（４）平成○○年○○月○○日、審査請求人は、眼鏡の修理費用について保護変更申請書を処分庁に提出した。

（５）平成○○年○○月○○日、処分庁はケース診断会議を開催し、「現在使用中の眼鏡は耐用年数期間を超えておらず、過失による破損であるため、給付するにやむをえない理由が認められない」として申請を却下することとし、同日付けで審査請求人に通知した。

３　判断

法は、医療扶助として治療材料の給付を行うことを規定し、そのうえで、治療材料の給付の事務及び限度額等について、実施要領により定めており、眼鏡については、「治療等の一環としてそれを必要とする真にやむを得ない事由が認められるときに限ること」とし、「日常生活に著しい支障がある場合も含まれる」と解されている。

本件についてみると、処分庁は「平成○○年○○月○○日に開催したケース診断会議において、眼鏡については、耐用年数期間を超えていないこと、過失による破損であることを確認し、既に自弁もしていることから、『日常生活に著しい支障がある場合』かどうかの検討は行っていない。」としており、審査請求人の日常生活における著しい支障の有無について考慮していないことが認められる。

ところで、治療材料については、福祉事務所長は、給付要否意見書（治療材料）を取得の上、給付の決定を行うものとされているところ、審査請求人の眼鏡については､平成○○年○月○○日付けで医師による給付を要すると認める旨の意見書に基づき、同年○月○○日に治療材料としての給付が承認されている。そのようななか、眼鏡の破損時に審査請求人から○○○○○○○○の職員に対し修理に関する相談があったが、職員から審査請求人の過失による破損であり給付はできないという説明を行った。そこで、審査請求人は修理費用を自弁し、破損から約２か月後に申請を行ったということである。

そもそも、治療材料は日常生活に著しい支障が生じないように給付されるものであるということからすれば、「過失」による破損の場合には治療材料の給付ができないという処分庁の見解には疑問がなくはない。しかし、そもそも治療材料の支給は事前の申請ないし承認によるのを前提とするものであり、しかも、本件では、審査請求人から修理費用の領収書など修理の事実を証明する資料は提出されていない。

以上のような事実を前提とすれば、処分庁が申請を却下した本件処分は、結論において不合理であるとまではいえない。

よって、本件処分は違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　中川　元

委員　　　　　前田　雅子